

## 議案第53号

指定管理者の指定について（久喜市総合体育館、久喜市立体育施設、久喜市栗橋B & G海洋センター及び有料公園施設等）

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

### 1 公の施設の名称

久喜市総合体育館（第1体育館、第2体育館）

久喜市立体育施設（菖蒲温水プール、鷺宮温水プール、鷺宮体育センター、鷺宮運動広場、南栗橋スポーツ広場、緑1丁目テニス場）

久喜市栗橋B & G海洋センター

有料公園施設等（青葉公園、清久公園、久喜市総合運動公園、寺田公園、森下緑地グラウンド、あやめ公園、寺田緑地グラウンド、ふれあい広場、南栗橋近隣公園、桜田運動公園、沼井公園）

### 2 指定管理者として指定するもの

久喜健幸スポーツパートナーズ

（代表者）

埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目244番地1

毎日興業株式会社

代表取締役 田 部 井 良

### 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

久喜市総合体育館、久喜市立体育施設、久喜市栗橋B & G海洋センター及び有料公園施設等の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。